

## 北陸地方整備局との意見交換会意見・要望 (H30.12.18)

### 1. 社会資本整備の着実かつ計画的な推進について

政府全体の公共事業関係予算額が微増である中、北陸地方整備局における平成30年度当初予算においては、対前年度比0.99でした。

また、新潟県内においては、公共工事、特に公共土木工事の事業量が極端に減少していることから、会員の県内受注状況は、9月末現在で全体としては平年並みとなりましたが、地域別には対前年度比0.67～1.74とたいへん厳しい状況の地域もあります。

つきましては、疲弊した地域の基幹産業である建設業を再生し、人材育成・確保に継続的に取り組むために、また、地方創生の観点から安全・安心で暮らしやすい地域づくりを着実に推進していくために、平成30年度第2次補正予算の確保とともに、当初予算の安定的・持続的な増額確保をお願いいたします。

また、あわせて、安全・安心の守り手である地域建設業が存続し、いわゆる災害対応空白地帯が生じないよう、北陸地方整備局主導のもと、地方公共団体とともに事業量の適切な地域配分等にご配慮をお願いいたします。

### 2. 施工時期の平準化について

積雪寒冷地である新潟県の建設業にとって、天候が安定し、工事目的物のより良い品質の確保が期待できる4月から6月に工事の施工が可能となるよう、施工時期の平準化を長年にわたりお願いしてまいりました。

北陸地方整備局におかれましては、国庫債務負担行為の要求や繰越制度の活用などにより平準化を推進され、会員の受注件数の約2/3について、2月及び3月に契約することが可能となっております。

しかしながら、平成30年3月に会員が北陸地方整備局の関係事務所と契約した91件の工事の内、余裕期間が設定された工事を除く59件の工事において、13件が6月末までの間、まったく工事に着手できず、施工時期の平準化とはいまだに乖離がありますので、施工時期の平準化を念頭に取り組まれますようお願いいたします。

また、余裕期間を発注者が指定する工事については、受注者において工事の受注時に施工時期が計画的に把握できることから、対象工事を拡大されるとともに、詳細設計完成時期や用地取得時期等の制約条件が明確な場合は、工期の30%にかかわりなく適切な余裕期間を設定されるようお願いいたします。

#### [参考] 余裕期間制度

契約ごとに余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。

発注時の設定は、当該工事の工期を算出し、その工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を追加した全体工期日数を算出すること。

### 3. 土・日現場閉所の実現に向けて

協会では、将来を担う若者の入職を促すため、完全週休2日制を最終目標に、日曜日に加え、第2土曜日及び第4土曜日の現場閉所に取り組むこととし、積極的に取り組んでおりますが、国と地方公共団体においては取り組みに対する状況が大きく異なりますので、北陸ブロック発注者協議会等において、発注者間での統一的な取組みをお願いいたします。

また、目標を達成するためには、更なる労務単価及び現場管理費等の引き上げや適切な工期の設定が必要不可欠ですので、なお一層の配慮をお願いいたします。

特に、週休2日制の実現に向けては「適切な工期の設定」が最も重要ですが、会員が北陸地方整備局の関係事務所と契約した工事において、下記の状況となっており、適切な工期が確保されていないと思われる工事が多数見受けられますので、入札公告時に工期の設定に用いた根拠資料を参考明示されるようお願いいたします。

- ・工期の算定は必要日数の積上げであるべきところ、契約日が不定の入札公告時において工期末が年月日で指定されている工事の割合が47%

(平成29年1月から平成30年8月末までに契約した361工事において、171工事)

- ・契約工期の始期から現場着手まで3ヶ月以上要する工事が15%

(同上361工事において、55工事)

- ・当初契約の工期末から121日以上も工期が延長された工事の割合が16%

(至近3ヶ年の382工事において、63工事)

[参考] 工期設定の考え方（以下の日数を積上げ）

- ・施工に必要な実日数（実働日数）の算定
- ・雨休率による作業所要日数の算定
- ・社会的制約条件等による工事抑制期間の加算
- ・準備・後片付け期間

### 4. 公共工事設計労務単価の引き上げに対するスライド条項について

国土交通省におかれましては、公共工事設計労務単価を6年連続して引き上げていただき、また、平成30年3月1日以降に契約した工事のうち、予定価格の積算にあたって、旧労務単価を適用した工事については、新労務単価により算出された請負代金額への変更を発注者から受注者に対して協議していただき、感謝申し上げます。

しかしながら、2月に契約した工事など、実際の施工が3月以降となる工事については、新労務単価により算出された請負代金額の増額部分が請負代金額の1/100を超える額のみが変更対象とされていることから、会員が2月に契約した請負代金額1億円以上の工事5件を試算したところ、本来、増額の対象とされるべき 960～1,600千円が変更の対象となりませんでした。

つきましては、施工時期の平準化により、発注時期が早まり、基準日によっては公共工事設計労務単価の新単価が適用されずに、旧労務単価による契約工事が増えてきておりますので、公共工事設計労務単価の引き上げについては、基準日に関係なく請負代金額の1/100を足切りの対象としないよう、お願いいたします。

## 5. 働き方改革に沿う除雪作業のあり方について

働き方改革における時間外労働規制については、建設業は改正法の施行後5年間の猶予が適用され、建設業者が実施する除雪は一体不可分として、同じく5年間の猶予があると聞いております。

公共の道路については、降雪10センチ程度で降り続く場合に除雪する契約となっており、通勤・通学前に完了させるため、夜間の実施が通例となっています。また、除雪機械のオペレータの高齢化や建設業の担い手不足により、交代要員の確保が困難となりつつあります。

除雪を請け負っている会員を対象とした時間外労働実態調査の結果によれば、少雪であった平成27年においても改正法の時間外労働規制に抵触すると思われる会員数が約17%あり、猶予期間後は対応困難として除雪からの撤退や縮小を検討するとした会員が約14%ありました。

つきましては、除雪作業は自然現象である降雪量に左右され、受注者において労働時間を制御できない状況にあること、及び、地方公共団体の管理道路においては、建設業許可のない者も除雪を請け負っている現状を踏まえて、北陸地方整備局と地方公共団体が連携して、降雪期に県内全体の安全・安心を確保できるよう、契約内容等を含めた働き方改革に沿う除雪作業のあり方について、検討をお願いいたします。